

三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領

第1 通則

三重県海外 MICE 誘致促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）及び観光部関係補助金等交付要綱（令和 5 年 3 月 31 日三重県告示第 240 号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 目的

この補助金は、県内で開催される国際会議の主催者に対し、会議の運営費の一部を支援し、より良いプログラムの実施につなげることで、国際会議の誘致促進を図ることを目的とする。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、次項に規定する国際会議を主催しようとする者（以下「申請者」という。）とする。

第4 補助対象及び補助金の額及び補助上限額

補助金の交付対象とする国際会議は別表 1 のとおりとし、それぞれの会議に掲げる全ての条件を満たすものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額及び補助上限額は別表 1 のとおりとする。

第5 交付申請

補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第 1 号様式）、代表者等に関する事項（第 2 号様式）、収支予算書（第 3 号様式）に添付書類を添えてあらかじめ知事に提出しなければならない。

第6 交付決定

知事は、当該補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、申請内容が別表 1 の交付要件の規定に合致すると認められる場合は、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

3 知事は前項の規定による交付の決定をするにあたって、次の条件を付するものとする。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第 8 条第 1 項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び県に報告すること。

第7 申請の取り下げ

申請者が、交付決定を受ける日までに補助金の交付の申請を取り下げる場合には、その旨を記載した書面（任意様式）をもって知事に申し出なければならない。

第8 変更申請

申請者は、当該補助金の交付決定後、補助金申請額の20パーセント以上の変更が生じたときは、変更交付申請書（第4号様式）に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、変更内容が別表1の交付要件の規定に合致すると認められる場合は、予算の範囲内において承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

第9 中止申請

申請者は、当該補助金の交付決定後、別表1の交付要件のいずれかを満たさなくなるととき、又は補助金の交付を受けようとする事業を中止するときは、事業中止承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、中止内容に合理的な理由があると認められる場合は、これを承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

第10 実績報告

申請者は、当該補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、その完了から30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）、収支決算書（第3号様式）、参加者名簿（第7号様式）に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定

知事は、補助事業の完了に係る実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第12 補助金の支払

知事は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 申請者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、支払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

第13 交付決定の取消

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 申請者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

第14 補助事業の経理

申請者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

第15 その他、協力事項

申請者は、国際会議の開催にあたり、会場内に、三重県内の観光パンフレット等の配架やポスター掲示等を行うなど、三重県の魅力発信に協力すること。

附則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年10月19日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表1 (第4関係)

交付要件	補助金額	補助上限額
<p>(1) 三重県内で会議が開催されるものであること。</p> <p>(2) 主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること。</p> <p>(3) 県内で開催される会議の参加者が50名以上であること（併用するオンライン会議への参加者を除く）。なお、外国人参加者には、会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバーを含む。</p> <p>(4) 参加国が日本を含む3カ国（日本を含む3居住国・地域）以上であること（オンライン会議の参加者を除く）。</p> <p>(5) 開催期間が、補助金申請Aタイプは、1日以上、補助金申請Bタイプは、2日以上であること。</p> <p>(6) 新型コロナウイルス等の感染症対策を適切に実施していること。</p> <p>(7) 特定企業の利益目的を有しないこと。</p> <p>(8) 政治又は宗教目的を有しないこと。</p> <p>(9) 国又は三重県が主催（共催含む）するものでないこと。</p> <p>(10) 三重県から他の補助・助成を受けていないこと。</p> <p>(11) 開催日の属する年度の前2年度間において本補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>国外参加者 1人当たり 10,000円 ただし、国外参加者には在外日本人を含む。</p> <p>国内参加者 1人当たり 3,000円 ただし、国内参加者には在日外国人を含む。</p> <p>以上の算定については、来場参加者のみを対象とし、オンライン参加者は含まない。</p>	<p>Aタイプ 来場参加者数 50名～999名 1,000,000円</p> <p>Bタイプ 来場参加者数 1,000名～ 2,000,000円</p> <p>ただし、Aタイプ及びBタイプとも補助上限額又は、開催に要する経費の1/2（1,000円未満切り捨て）のいずれか低い額</p>

第1号様式（第5関係）

三重県海外 MICE 誘致促進補助金 交付申請書

年 月 日

三重県知事 あて

申請者 所在地
名 称
代表者職名
代表者氏名

担当者名
TEL
E-mail

三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領第5の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 国際会議名

- (1) 日本語
- (2) 英語

2 主催者・共催者・後援者名 ※申請中は、(申)、予定は、(予)と名称の後に記載

- (1) 主催者
- (2) 共催者
- (3) 後援者

3 会議目的

4 会議会場

- (1) 会場名
- (2) 会場所在地

5 開催期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

※ (日間)

6 当該補助対象事業の完了予定日 年 月 日

※事業完了予定日は、会議の開催に係る経費の精算、支払いの完了が見込める日とする。

7 参加予定数

(1) 参加国数及び参加国名 (日本を含む参加国数及び参加国名を記載)

来場参加者の国数 (実数)	来場参加者の参加国名 ※実数と国名数が合致していること
※ カ国	

注：申請は、来場参加者の参加国数が3カ国以上であること。

なお、来場参加者の国数には、オンライン参加の国数は含まない。

オンライン参加者の 国数 (実数)	オンライン参加者の参加国名 ※実数と国名数が合致していること
カ国	

(2) 参加者数 (実数)

(単位：人)

項目	来場 参加者数	オンライン 参加者数	計
①国内参加者数	人	人	人
②国外参加者数	人	人	人
①+② 補助対象参加者数	※ 人	人	人

注1：国内参加者には在日外国人を含む。国外参加者には在外日本人を含む。

注2：同一者が来場とオンラインで参加する場合には、来場参加者数とする。

注3：申請にあたり、来場参加者数の補助金交付対象人数が50名以上であること。

8 補助金申請額

(1) 補助金申請タイプ _____ ※A、Bの申請タイプを記載

※申請タイプ該当チェック ※満たしている項目をチェックすること。

Aタイプ (補助金上限額 100 万円以内)

来場参加者の参加国数 (実数) は、3カ国以上である。(6の(1)の※)

来場参加者数は、50人~999人である。(6の(2)の※)

開催期間は、1日以上である。(5の※)

前年度及び前々年度に本補助金を受けていない。

県の他の補助金を受けていない。

Bタイプ（補助金上限額 200 万円以内）

- 来場参加者の参加国数（実数）は、3 カ国以上である。（6 の（1）の※）
- 来場参加者数は、1,000 人以上である。（6 の（2）の※）
- 開催期間は、2 日以上である。（5 の※）
- 前年度及び前々年度に本補助金を受けていない。
- 県の他の補助金を受けていない。

(2) 補助金申請額積算

①参加者数に基づく積算額

項目	(A) 来場参加者数	(B) 補助単価	(A) × (B) 補助金積上げ額
国内参加者	人	3,000 円	円
国外参加者	人	10,000 円	円
計	人	—	※ 円

注1：オンライン参加者数は、含まない。

注2：人数は、実数とする。

②開催に要する経費見積額 ※会議開催に掛かる経費見積の総額を記載してください。

総額 _____ 円 → 1/2 の額 ※ _____ 円
(1,000 円未満切り捨て)

(3) 補助申請額

_____ 円

注1：補助申請額は、「(2) の①の※」または「(2) の②の※」のいずれか低い額とする。

注2：補助申請額の上限は、Aタイプ 100 万円、Bタイプ 200 万円とする。

9 補助金の使途項目

※会場使用料、バス借り上げ料、備品使用料、レンタル料、消耗品費、印刷製本費等と補助金を使途する項目を記載してください。

なお、備品購入費（1品の購入単価 50,000 円以上）は、補助金の使途の対象となりません。

10 添付書類

- (1) 法人の場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可。発行日から6カ月以内のもの）
- (2) 任意団体の場合には、団体の規約もしくはこれに類するもの。
※団体の名称、設立趣旨、活動内容が分かるもの。
- (3) 開催要項、プログラム等（開催実績があれば、その内容でも可）

第2号様式（第5関係）

代表者等に関する事項

申請者団体名称 _____

職名・役職名	氏名 (よみがな)	生年月日 ※年は、和暦	性別

注1：本書類は、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第3条の規定に基づき、三重県警察本部に対して確認を行うために使用します。

注2：個人情報、個人情報保護法に基づき適切に扱います。

第3号様式（第5関係）（第10関係）

（国際会議名）収支予算（決算）書

【収入の部】

単位：円

科 目	予算額	摘 要
参加費		参加費 @ 円× 名
負担金		
補助金		三重県補助金 円 ※補助金は、すべて申請先と金額を記載してください、
協賛金・寄付金		
その他		
合 計		

【支出の部】

単位：円

科 目	予算額	摘 要	補助金 使途有無
会議費		会場借上費 円	
交流会費		交流会費 円	
エクスカージョン費		バス等借上費 円 施設入場料 円	
事務局費		消耗品費 円 印刷製本費 円 通信費 円 感染症対策費 円	
合 計			

注1：支出の部に備品購入費は、含めないこと。

注2：科目、摘要欄等の項目は、適宜、追加等を行うこと。

注3：収支項目、金額や経費使途内容が分かるものであれば、本様式を問わない。

第4号様式（第8関係）

三重県海外 MICE 誘致促進補助金 変更交付申請書

年 月 日

三重県知事 へ

補助事業者 所在地
名 称
代表者職名
代表者氏名

年 月 日付け三重県指令観光第 一 号をもって交付の決定の通知を受けた補助事業計画を下記のとおり変更したいので、三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領第8第1項の規定に基づき、下記のとおり変更交付を申請します。

記

1 国際会議名

2 変更の理由及び内容

3 変更後の補助金申請額 計 _____円

※変更後の内容に基づき、第1号様式により、変更後の補助金額を算出すること。

4 添付書類

(1) 変更後の交付申請書（第1号様式）

(2) 変更後の収支予算書（第2号様式またはこれに準じた様式）

第5号様式（第9関係）

三重県海外 MICE 誘致促進補助金 事業中止承認申請書

年 月 日

三重県知事 へ

補助事業者 所在地
名 称
代表者職名
代表者氏名

年 月 日付け三重県指令観光第 一 号をもって交付の決定の通知を受けた補助事業を中止したいので、三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領第9第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 国際会議名

2 中止の理由

3 中止決定日

第6号様式（第10関係）

三重県海外 MICE 誘致促進補助金 実績報告書

年 月 日

三重県知事 あて

補助事業者 所在地
名称
代表者職名
代表者氏名

年 月 日付け三重県指令観光第 ー 号をもって交付の決定の通知を受けた補助事業について、三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国際会議名

- (1) 日本語
- (2) 英語

2 主催者・共催者・後援者名

- (1) 主催者
- (2) 共催者
- (3) 後援者

3 会議会場

- (1) 会場名
- (2) 会場所在地

4 開催期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(日間)

5 当該補助対象事業の完了日 年 月 日
※事業完了日は、会議の開催及び運営経費の精算、支払いが完了した日とする。

6 参加予定数

(1) 参加国数及び参加国名（日本を含む参加国数及び参加国名を記載）

来場参加者の国数 (実数)	来場参加者の参加国名 ※実数と国名数が合致していること
カ国	

注：来場参加者の参加国数が3カ国以上であること。
なお、来場参加者の国数には、オンライン参加の国数は含まない。

オンライン参加者の 国数（実数）	オンライン参加者の参加国名 ※実数と国名数が合致していること
カ国	

(2) 参加者数（実数）

（単位：人）

項目	来場 参加者数	オンライン 参加者数	計
①国内参加者数	人	人	人
②国外参加者数	人	人	人
①+② 補助対象参加者数	※ 人	人	人

注1：国内参加者には在日外国人を含む。国外参加者には在外日本人を含む。

注2：同一者が来場とオンラインで参加する場合には、来場参加者数とする。

注3：補助金交付対象人数が50名以上であること。

7 補助金額

(1) 補助金タイプ _____ ※A、Bのタイプを記載

※補助金タイプ該当チェック ※満たしている項目をチェックすること。

Aタイプ（補助金上限額 100 万円以内）

- 来場参加者の参加国数（実数）は、3カ国以上である。（6の（1）の※）
- 来場参加者数は、50人～999人である。（6の（2）の※）
- 開催期間は、1日以上である。（5の※）
- 前年度及び前々年度に本補助金を受けていない。
- 県の他の補助金を受けていない。

Bタイプ（補助金上限額 200 万円以内）

- 来場参加者の参加国数（実数）は、3カ国以上である。（6の（1）の※）
- 来場参加者数は、1,000人以上である。（6の（2）の※）
- 開催期間は、2日以上である。（5の※）
- 前年度及び前々年度に本補助金を受けていない。
- 県の他の補助金を受けていない。

(2) 補助金額積算

①参加者数に基づく積算額

項目	(A) 来場参加者数	(B) 補助単価	(A) × (B) 補助金積上げ額
国内参加者数	人	3,000 円	円
国外参加者数	人	10,000 円	円
計	人	—	※ 円

注1：オンライン参加者数は、含まない。

注2：人数は、実数とする。

②開催に要する経費額 ※会議開催に掛かる経費の総額を記載してください。

総額 _____ 円 → 1/2 の額 ※ _____ 円
(1,000 円未満切り捨て)

(3) 補助額

_____ 円

注1：補助申請額は、「(2) の①の※」または「(2) の②の※」のいずれか低い額とする。

注2：補助申請額の上限は、Aタイプ 100 万円、Bタイプ 200 万円とする。

8 補助金の使途項目

※会場使用料、バス借り上げ料、備品使用料、レンタル料、消耗品費、印刷製本費等と補助金を使途する項目を記載してください。

なお、備品購入費（1品の購入単価 50,000 円以上）は、補助金の使途の対象となりません。

9 添付書類

(1) 開催要項、プログラム等（今回開催分）

(2)

補助金を使途した項目の支出額を証明する資料（領収書の写し等）

※補助金交付額を下回る提出資料の場合には、補助金額を減額する場合がある。

第7号様式（第10関係）

（国際会議名）参加者名簿

1 来場参加者

整理 番号	氏 名	都道府県又は、国名	三重県内宿泊数		備考
			国 内 参加者	国 外 参加者	

注1：国内参加者には在日外国人を含む。国外参加者には在外日本人を含む。

注2：同一者が来場とオンラインで参加する場合には、来場参加者数とする。

注3：三重県内宿泊数は、参考程度とするため、参加者に聞き取りするなど、可能な限り把握し、不明な場合には、空欄でもかまわない。

注4：三重県内宿泊数は、三重県内で1泊の場合には1、2泊の場合には、2と記載する。
なお、三重県外に宿泊している場合には、空欄とすること。

2 オンライン参加者

都道府県または国名	人数
計	

第8号様式

三重県海外 MICE 誘致促進補助金 支払請求書

年 月 日

三重県知事 へ

補助事業者 所在地
名 称
代表者職名
代表者氏名

年 月 日付け三重県指令観光第 一 号をもって額の確定の通知を受けた補助金の支払いを受けたいので、三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領第12第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 金 _____ 円也

2 振込先

金融機関名 _____ 支店名 _____

預金種類 _____ 口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義人 _____

発行責任者および担当者

- ・発行責任者 氏名 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)
- ・担当者 氏名 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)